

特集2 反原発運動第2ステージ

1年8カ月が経ったが

— 福島 の 現在 —

大賀 あや子

終わらない原発震災

福島第一原発の現場について冷温停止状態・収束という誤った宣言がなされ約1年が経ちますが、まったく収束・終息などしてないことを改めて強調したいと思います。数多い地震余震の度に爆発当時の恐怖がよみがえり、身構えなくてはなりません。3号機4号機の使用済み核燃料プールが損壊したなら……1・2・3号機からまた大量の放射性物質が噴き出したなら……現在もふだんから、1・3号機では炉心溶融・メルトスルーしたデブリ（炉心堆積物の山）を毎日480トンの冷却水で冷やし続けつつ、それが爆発大破損箇所から大気中へ毎時1000万ベクレル、毎日2億4000万ベクレルが放出され（東京電力発表）、下部の破損箇所から地下（そして海中）へ汚染水がしみ込み続

筆者



けています。

原発震災の「始まった」2011年3月に

極めて大量に放出され、南東北へ関東へその先へと拡がった放射性物質は、山、田畑、家の屋根、学校、道路、街路樹……環境のすべてに降り積もり、風に舞い、雨に流れて、水道や煙突や様々な流れでも移動し続け、雨樋、敷石のすき間、苔類、側溝、窪地、川の下流……と様々なところにホットスポットが出現し続けています。削りとり洗い流す「除染」で放射線量が下がっても、また少し上がっていく例もあります。少しでも被曝を減らそうとすれば、マスク、衣服、歩く場所、洗濯物、換気、もちろん飲食物……あらゆる生活の場面にわたる制限となり、疲弊してしまっているいは諦めて「普通の生活」をすることも無理なのかと思ったりします。行政やマスコミは毎日毎日「復興がんばろう」「風評に負けない」と呼び続けています。

そんな中で福島市が2012年5月に実施し9月に発表したアンケートに注目しました。回答者の34%が「できれば避難したい」と答え、「以前はそう思っていた」人も31%。食物の線量と産地に気をつけることを「実行している」70%、「以前に実行していた」15%……と、声なき声が今でもはっきり現れています。

いのちを守る活動の広がり

3・11直後から、避難を呼びかけ、汚染の実態を明らかにし、除染を試みる等、休み

ない市民の活動がありました（*1）。

「いのちを守るために」初めて立ち上がった人々ともつながりは広がっていききました。真実を知りたいと学習会や講演会を、健康相談会を開き、放射能測定室を作り、自治体へ働きかけ、市民メディアで伝えていきました。広く日本で展開される子どもたちの保養プロジェクトや避難移住の支援（*2）、障がいを持つ人々を支えるネットワークの力もありました。

子どもたちの集団疎開を求める裁判（*3）や、国連の人権報告に働きかける取り組みも続いています。「この被害を繰り返してはならない」と、脱原発を求める行動にも続々と参加しています。福島県内全10基の原発の廃炉は、2011年9月県議会でも決議され、12月、県復興計画にも掲げられています。

原発事故子ども被災者支援法を生かそう

この9月に公表された「福島県県民健康管理調査」の子ども甲状腺検査結果を重く受け止めています。平成23年度実施3万8114人のうち385人、24年5・8月4万4959人のうち385人に結節しこりが認められたが、5ミリを超えないものは2次検査の必要なしとされました。嚢胞（のうほう）を含めるとのべ31578人に「A2と判定しました。（26年度以降の次回まで）2次検査の必要

はありません」の一片の通知のみが届きました（*4）。早急な検査実施進行、検査データの完全通知、調査目的を『健康不安の解消』でなく『疾病の未然防止』に変更すること、等を求めています。

「原発事故子ども・被災者支援法」が2012年6月21日に国会で成立しました。これは2011年から、市民団体等の働きかけや国会議員有志の研究も続き、与野党超党派の議員による議員立法にまとなり、国会全会一致賛成で成立しました。福島や市民の思いのつまった「画期的な法律」です（*5）。

「原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っている」として国の責任を明記し、これまでの政府指示の避難指示区域よりも広い地域を「支援対象地域」として指定すること、人々の在留・避難・帰還を選択する権利の尊重、特に子ども（胎児を含む）への健康影響の未然防止、生涯にわたる健康診断および医療費減免などが盛り込まれています。医療費減免については「医療（東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう）を受けたときに」と、立証責任が被災者ではなく国にあると定められています。

法律では理念や枠組みのみを規定し、政・省令やガイドラインなどで実際の施行を規定していくこととなっています。現在、年内にも支援対象地域の範囲や被災者生活支援計画など「基本方針」を定める過程で、被災者の

声を反映するための各種聴取会（民間主催）等に力を入れています。皆さま、是非あらゆる機会に、有権者として関心、監視の目を示してください。

原発事故の刑事責任をただす

「福島原発告訴団」は2012年3月に結成され、6月に福島県民1324名の1次告訴状、11月に全国から1万3262名の2次告訴状を福島地検へ提出しました。

原発事故を発生させた東京電力、そして原発政策をすすめる事故を防げずまた被害を拡大させた原子力安全保安院、原子力安全委員会、文部科学省などの関係者を、業務上過失致死傷罪、公害犯罪処罰法（人の健康を害する物質の排出）違反、激発物破裂罪により告訴・告発しています。事故を起こし避難を余儀なくさせたこと、日夜環境と食べ物から一定の被



除染現場の様子

曝を強要し、心理的不安を与え、今後一定の確率で健康被害が生ずる危険性を引きおこしていることとの総体が被害である」と主張し、「告訴人一人ひとりが自分の被害を訴えよう」と呼びかけ、輪を広げました。

検察側は8月に告

訴預かりから受理、捜査開始に進みました。重要証拠の保全、主要な被疑者に対する取り調べ、そして起訴を実現させるため、告訴団としてさらにアピール等していきます。（*6）

永く共に歩んでゆきましょう

3・10福島原発事故被害者の権利宣言の結びを引かせて頂きます。

「私たちは、これ以上奪われたい、失わない。私たちは、故郷にとどまるものも、離れるものも、支えあい、この困難を乗り越えていきます。私たちは、かけがえのないひとりひとりの幸福と、差別なき世界を創造し、未来世代に対する責任を果たし、誇りを持って生き延びていきます。」（*7）

（おおが・あやこ／ハイロアクション福島原発40年実行委員会。写真提供も筆者）

* 出典・参考

* 1・ハイロアクション福島3・25緊急宣言

http://hairroaction.com/?page_id=201

* 2・ふくしま集団疎開裁判

<http://fukushima-sokai.blogspot.jp/>

* 3・3・11受入全国協議会

<http://www.311ukeire.net/> など

* 4・甲狀腺検査の実施状況及び検査結果

<http://www.pref.fukushima.jp/imu/kenkoukanri/240911siryou2.pdf>

* 5・原発事故子ども・被災者支援法市民会議

<http://shiminkagijindo.com/>

* 6・福島原発告訴団

<http://kokuso-fukusimagenpatublogspot.jp/>

* 7・3・10福島原発事故被害者の権利宣言

http://hairroaction.com/?page_id=1323